

## 【地球温暖化対策の検討に関する専門委員会の役割について】

### 1 設置趣旨

- 本県の地球温暖化対策の強化について検討する

### 2 所掌事項

- 次の事項について、専門的な議論を幅広く行い意見、提言等を行う。
  - ① 埼玉県地球温暖化対策実行計画の策定及び進行管理に関すること
  - ② 本県の温暖化対策に係る施策に関すること
  - ③ その他、環境部長が必要と認める事項

### 3 要綱の改正

- これまで計画の策定に当たって、御意見、御提言をいただくため、その都度、新たな委員会を立ち上げてきた。
  - ① 埼玉県地球温暖化対策地域推進計画(平成16年3月)
    - ← 埼玉県地球温暖化対策地域推進計画策定委員会
  - ② 埼玉県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(平成21年2月)
    - ← 埼玉県地球温暖化対策の検討に関する専門委員会
- 今回は計画の中間見直しの要素もあることから、前回と同様に地球温暖化対策の検討に関する委員会(当該委員会)を活用することとした。
- なお、平成24年10月の要綱改正で次の点を改めた。

#### 【1 所掌事項の変更】

ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050の進行管理に加え、「策定する」旨を追加した。

改正後	改正前
第2条 委員会は、次に掲げる事項について、専門的な議論を幅広く行い、意見、提言等を行う。 (1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画の <b>策定及び進行管理</b> に関すること	第2条 委員会は、次に掲げる事項について、専門的な議論を幅広く行い、意見、提言等を行う。 (1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画の <b>進行管理</b> に関すること

#### 【2 委員の交代】

「附属機関等の管理に関する要綱」(昭和62年2月7日知事決裁)第5条(附属機関の委員の任命についての基本的な考え方)の規定に準じて委員を大幅に入れ替えた。

## 【委員の方々にいただきたい御意見】

### 1 基本的なスタンス

- ◎ 専門的、建設的、かつ、現実的な御意見

### 2 各ステージごとに求める御意見

#### 【① 現行ナビの評価段階】

- H25. 2. 1 専門委員会① ナビの趣旨、ナビを取り巻く状況報告
- H25. 3.28 専門委員会② 現行ナビの評価・総括

(求める意見)

- ・ エネルギー使用量、温室効果ガス排出量の現状や展望に関するもの
- ・ 各分野の施策の進捗状況に関するもの
- ・ 現行ナビに加えるべき省エネ施策、創エネ施策などに関する提言
- ・ 各種施策の背景にある問題点 など

#### 【② 見直しの方向性検討段階】

- H25. 5 専門委員会③ 対策の方向性
- H25. 6 専門委員会④ 対策の基本的方向
- H25. 8 専門委員会⑤ 主な施策の方向性、目標設定案(国の状況)

(求める意見)

- ・ エネルギー逼迫、温室効果ガス排出量の増大する状況の中で進むべき方向性に関するもの
- ・ 広域自治体である都道府県が進むべき温暖化対策の方向性に関するもの
- ・ 産業、業務、家庭、運輸などの各部門において、当方の案に盛り込まれていない新たな視点からの施策の提案
- ・ 広域自治体である都道府県が実施するのにふさわしい施策の提案
- ・ 他の機関との連携による新たな施策の提案 など

#### 【③ 取りまとめ段階】

- H25. 8 専門委員会⑤ 見直し案叩き台
- H25.11 専門委員会⑥ 【見直し案】

(求める意見)

- ・ 全体を通しての確認
- ・ 各部門に対する効果的な広報の提案 など